

設備投資を決断するチャンスです!

特別償却50% または 税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

生産性向上設備投資促進税制



■対象設備 ※詳しくは裏面参照

最新設備を導入する場合 単品設備 簡素な手続 (事業者の申請不要) 機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、 ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。	利益改善のための設備を導入する場合 複数設備可 投資計画の申請が必要 機械装置、工具、器具備品、建物、 建物附属設備、構築物、ソフトウェア
--	--

最新設備の要件〔A類型〕	利益改善のための設備の要件〔B類型〕
簡単な手続で、税制優遇が受けられます。	利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。
<p>[必要手続] 設備メーカーから、証明書を受け取ってください。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none">●最新モデルであること●生産性が年平均1%以上向上していること 注：生産性＝「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等●一定の価額以上であること<ul style="list-style-type: none">○機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの○工具 1台又は1基の取得価額が30万円以上で、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のもの○建物 取得価額が120万円以上のもの○建物附属設備 取得価額が60万円以上で、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のもの○ソフトウェア 取得価額が30万円以上で、一事業年度における取得価額の合計額が70万円以上のもの	<p>[必要手続] 投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none">●投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">$\text{投資利益率} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}}{\text{設備投資額}}$</div> <ul style="list-style-type: none">●一定の価額以上であること<ul style="list-style-type: none">○機械装置 160万円○工具及び器具備品 120万円 (単品30万円以上かつ合計120万円)○建物及び構築物 120万円○建物附属設備 120万円 (単品60万円以上かつ合計120万円)○ソフトウェア 70万円 (単品30万円かつ合計70万円)

■対象者 ※詳しくは裏面参照 青色申告をしている法人・個人事業主

■税制措置

特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)

税額控除※(4%。ただし、建物・構築物は2%)の選択制

※税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税額等から

控除する(差し引く)ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%。

詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

生産性向上

検索



■対象者

青色申告をしている法人・個人
対象業種や企業規模に制限はない

○中小企業者等

上記対象者のうち、『中小企業者等』に該当する場合は、A類型(先端設備)の対象設備の範囲が広がる、B類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)の認定要件が緩和される、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が選択できる、等の優遇措置あり。

中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

- (1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人※
※ただし、同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をい)、中小企業投資育成株式会社を除く。)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。
- (3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- (4) 農業協同組合等

■対象設備

下記の設備のうち、「対象外となる設備」に該当しないものが対象となる。
なお、購入設備のみならず、自社製作した設備も本税制措置を利用可能。

A.先端設備

設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
建物	断熱材 断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。) LED(ランプ単体を除く) 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 昇降機設備 アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。) 日射調整フィルム

<中小企業等の場合のみ対象>

設備の種類	用途又は細目
器具備品	サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの)(※)
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

B.生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備種類	用途又は細目	設備種類	用途又は細目
機械装置	全て	建物附属設備	全て
工具	全て	構築物	全て
器具備品	全て(※)	ソフトウェア	全て
建物	全て		

※器具備品のうち、サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

■対象外となる設備

対象設備であっても、下記に該当する場合は本税制措置の対象外となる。

○中古設備

貸付の用に供している設備については、原則として貸す側、借りる側とも対象外。
リースの場合や、下請け業者に貸与する場合については、ファイナンスリース取引については対象になるが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能(即時償却・特別償却は利用不可)となる。

なお、税額控除額は毎年のリース料の5%ではなく、リース資産額の5%となる。

また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となる。

○貸付設備(賃貸資産)

○生産等設備に該当しないもの

○海外で使用する設備

生産、販売、役務提供といった付加価値の生成による収益の獲得に直接関係しない、業務遂行上いわば間接的に必要とされる設備は対象外。

例えば、本店の機能しかない建物、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は、経営統括、従業員の利便、従業員の確保といった目的のものであり、生産等設備には該当しないものと考えられる。

■その他満たすべき要件

生産等設備を構成するものであること/最低取得価額要件を満たしていること/国内への投資であること
/中古資産・貸付資産でないこと、等